

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（案）概要

ひとり親家庭等（※母子家庭、父子家庭、寡婦）への総合的な支援を推進するため、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定。国施策等との連動を図るため、現行の第4次計画を令和6年度（2024年度）まで延長する一部改定を行う。第4次計画の内容を継続しつつ、現在の状況に応じた修正や追加を行う。

第1章 計画の策定にあたって（P.2～）

計画の背景

- 子育て、家事、仕事及び経済的な面において様々な困難を抱えているひとり親家庭があり、引き続きそれぞれの事情に応じた総合的な支援が必要。
- 第4次計画策定後に、国のひとり親家庭等に対する支援策の在り方に関する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年度～令和6年度）が改定されるなど国施策の動向も変化。
- 国施策と連動して事業展開を行うために、国の基本的な方針との計画期間のズレを解消するために、第4次計画を2年間延長する。

計画期間

- 平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年）までの計画期間を令和6年度（2024年度）までに延長。

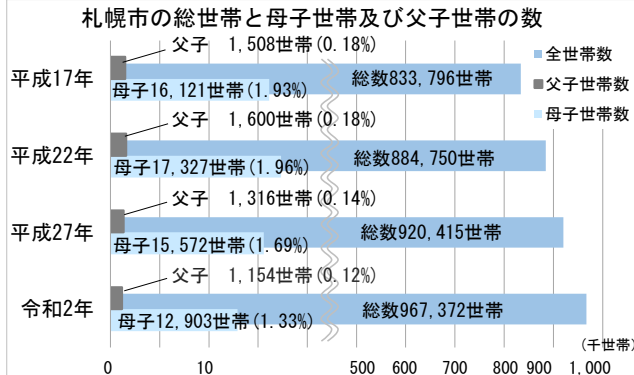
計画の位置づけ

- まちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づけられているほか、子ども施策に係る総合的な計画である「さっぽろ子ども未来プラン」や、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くある「札幌市子どもの貧困対策計画」等とも連動。
- SDGsの「1 貧困をなくそう」・「3 すべての人に健康と福祉を」等の目標の考えも踏まえる。

第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況（P.6～）

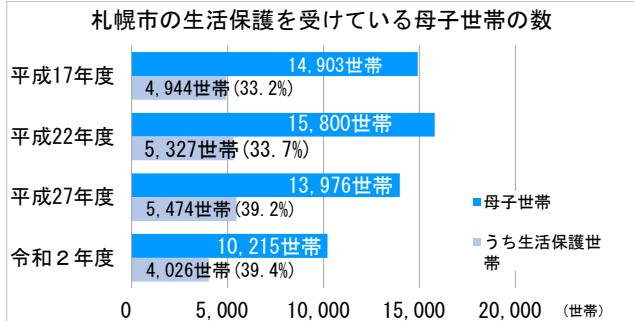
札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数

- 令和2年（2020年）の母子家庭の世帯数は12,903世帯※（総世帯比1.33%）
- 平成27年（2015年）と比較すると世帯数で2,669世帯、割合で0.36ポイントの減少（20歳未満の子がいる世帯）
- ※母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯



札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数

- 生活保護を受けている母子世帯は、令和2年度（2020年度）は4,026世帯で母子世帯全体の39.4%
- 平成27年度（2015年度）と比較すると世帯数で1,448世帯減少、割合では0.2ポイントの増加
- ※ここでの母子世帯は、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯



第3章 ひとり親家庭等の現状と課題（P.12～）

現状

①今後の生活に不安を感じている割合

		不安を感じている	不安を感じていない	どちらともいえない
母子	2017年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子	2017年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022年度	82.2%	11.7%	4.3%

前回調査と比べ、すべての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっている。

③子どもに関する悩み各年代別（最も割合の多いもの）

就学前	母子家庭	父子家庭	悩みの種類	割合
小学校低学年	母子家庭	父子家庭	教育・進路	30.9%
	母子家庭	父子家庭	発達・健康、しつけ等	42.1%
小中高生	母子家庭	父子家庭	教育・進路	40.8%
	母子家庭	父子家庭	発達・健康	35.5%
高校生	母子家庭	父子家庭	教育・進路	57.1%
	母子家庭	父子家庭	教育・進路	57.8%
中学生	母子家庭	父子家庭	教育・進路	77.9%
	母子家庭	父子家庭	教育・進路	82.8%
小学生	母子家庭	父子家庭	教育・進路	66.3%
	母子家庭	父子家庭	教育・進路	66.1%

母子家庭ではすべての年代において、父子家庭では小学校高学年以降で「教育・進路」に関する悩みが多い。

⑤養育費の取決め状況

	取決めをした	取決めをしなかった
母子	2017年度	52.6%
	2022年度	63.7%
父子	2017年度	21.0%
	2022年度	20.7%

母子家庭では前回調査と比べて養育費の取決めをした人の割合が増加している。

課題

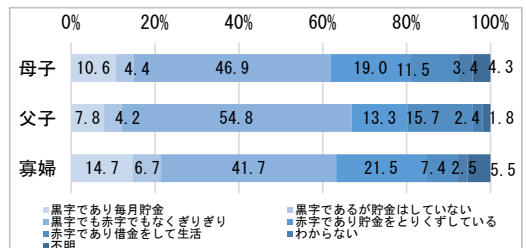
- 今後の生活への不安が高い傾向にあり、調査時点（令和4年10月ごろ）における新型コロナウイルス感染症による社会不安や物価高騰等の社会情勢が影響。不安の解消につながる支援が必要。
- 雇用形態では、「正社員・正職員」の割合が増加し、「パート・アルバイト」の割合が減少。引き続き資格取得の支援等、正社員につながる支援を行う。
- 教育や進路に関する悩みを抱える人が多く、学習支援や進路相談の取組を充実させる必要がある。
- 公式LINEによる情報発信などにより、支援制度の認知度は向上したものの、父子家庭では「相談相手がない」の割合も高く、引き続き効果的な周知方法を検討。

②就労状況と雇用形態

就労状況	母子世帯	父子家庭
うち正規職員・従業員	84.6% (83.8%)	88.0% (85.1%)
うち自営業	45.3% (35.2%)	65.1% (58.8%)
うちパート・アルバイト等	5.2% (3.1%)	20.5% (16.8%)
	34.5% (40.4%)	8.2% (7.6%)

前回調査と比べ、母子家庭、父子家庭ともに就業している人の割合及び正規職員の割合が増加している（かつこ内は前回調査時の割合）。

④世帯の家計の状況



母子家庭では「黒字であり毎月貯金」が10.6%、「黒字であるが貯金はしていない」が4.4%、父子家庭ではそれぞれ7.8%、4.2%で、ともに黒字と答えた割合は低い。

⑥支援制度の認知度（母子家庭、抜粋）

支援事業	認知度の推移
母子・婦人相談員	36.1%→41.7%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	32.9%→41.7%
自立支援教育訓練給付金	36.9%→51.2%
高等職業訓練促進給付金	26.5%→42.1%
母子生活支援施設	35.2%→38.8%
ひとり親家庭支援センター	34.9%→49.1%

すべての事業において、前回調査と比べて事業の認知度が向上している。

施策の体系と展開

基本理念	ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長		成果指標：今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合 80.0% （平成29年度：88.0%→令和 4 年度：89.2%）
基本目標	基本施策と成果指標		主な事業
基本目標 1 子育て・生活支援の充実	【基本施策】 ①子育て支援の推進 ②生活支援の推進 ③子どもの育ちと学びへの支援の推進 【成果指標】 ○子どもに対して悩みを持っている方の割合 70.0% （平成29年度：80.9%→令和 4 年度：80.5%） ○18～19歳世代の大学進学率 38.0% （平成29年度：30.1%→令和 4 年度：29.1%）		子どものくらし支援コーディネート事業【拡充】 子どもコーディネーターが、児童会館などを巡回して困難を抱える子どもと家庭を早期に把握し、必要な支援・重層的な見守りにつなげます。巡回施設の拡大に向け、ニーズ調査を行います。
			母子生活支援施設の運営【拡充】 心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。
			札幌市奨学金支給事業【拡充】 意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。令和 6 年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組みます。
基本目標 2 就業支援の充実	【基本施策】 ①就業相談・就業機会創出等の推進 ②資格・技能習得等の支援の推進 ③女性のための就業支援の推進 ④働きやすい環境づくりの推進 【成果指標】 ○仕事に対して悩みを持っている方の割合 80.0% （平成29年度：91.9%→令和 4 年度：87.0%） ○就業している方の中の正社員・正職員の割合 45.0% （平成29年度：35.2%→令和 4 年度45.3%）		ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業 ひとり親家庭支援センターにおける各就業支援により、ひとり親家庭等の就業による自立の促進を図ります。就業支援講習会、母子・父子自立支援プログラムの策定等について実施します。
			高等職業訓練促進給付金事業【拡充を継続】 保育士や看護師等の正規雇用につながりやすい資格取得を目的とする養成機関を受講する際に、受講期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。対象となる資格については、国の動向も踏まえて拡充等について検討します。
			就業サポートセンター等事業 ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリングなどを行う「就業サポートセンター」等において、職業紹介業務等を推進します。また、求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場体験を通した就職の支援を推進します。
基本目標 3 養育費確保の推進	【基本施策】 ①養育費及び面会交流に関する相談体制の強化 ②養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進 【成果指標】 ○養育費の取決めをしている方の割合 60.0% （平成29年度：52.6%→令和 4 年度：63.7%） ○面会交流の取決めをしている方の割合 40.0% （平成29年度：35.6%→令和 4 年度：46.0%）		養育費及び面会交流の相談 区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や面会交流に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談も実施します。
			ひとり親家庭等養育費確保支援事業【拡充】 ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部も補助します。
基本目標 4 経済的支援の推進	【基本施策】 ①給付型支援の実施 ②経済的負担の軽減 ③貸付金による支援の推進 【成果指標】 ○家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合 65.0% （平成28年度：78.2%→令和 4 年度：78.2%）		ひとり親家庭等医療費助成【拡充】 ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の 1 割を除いた金額を助成します。令和 6 年 8 月からは、新たに住民税非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。
基本目標 5 利用者目線に立った広報の展開	【基本施策】 ①利用者目線に立った広報の展開 【成果指標】 各事業ごとに設定		S N S の活用による広報の展開 ひとり家庭向けの支援制度や相談窓口等についてのプッシュ型の情報提供のための公式 L I N E アカウントを運営し、制度利用の促進を図ります。
			A I チャットボットの活用 支援を必要とする方が手軽に情報を入手できるよう、子育て支援に関する質問に対し24時間365日自動で回答する A I チャットボットを運用し、利用者の利便性の向上を図ります。

※上記成果指標は主に「母子家庭」に関する指標を記載